

第二清風園高齢者在宅サービスセンター 契約書第5条別紙

※利用者が支払う基本料金は厚生労働大臣の定める介護給付費の介護保険負担割合に応じて、介護給付費の1割から3割とします。

※基本料金は、1ヵ月分のサービス利用の合計単位数に地域区分2級地の10.88円を掛け合計金額とし、合計金額については、1日分の料金計算と若干の誤差が生じることがあります。

※利用者は基本料金とその他の料金(自己負担分)の合計額を事業者に支払うものとします。

(1) 認知症型通所介護 基本料金及び加算料金等(2019年10月1日時点)

7時間以上8時間未満	単位/回	金額/日	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要介護 1	889	9,672 円	968 円	1,935 円	2,902 円
要介護 2	984	10,705 円	1,071 円	2,141 円	3,212 円
要介護 3	1,081	11,761 円	1,177 円	2,353 円	3,529 円
要介護 4	1,177	12,805 円	1,281 円	2,561 円	3,842 円
要介護 5	1,272	13,839 円	1,384 円	2,768 円	4,152 円
*入浴介助加算	50	544 円	55 円	109 円	164 円
若年性認知症利用者受入加算	60	652 円	66 円	131 円	196 円
*個別機能訓練加算 ※	27	293 円	30 円	59 円	88 円
*生活機能向上連携加算 (★下記参照)	200	2,176 円	218 円	436 円	653 円
*生活機能向上連携加算上記※を算定の場合	100	1,088 円	109 円	218 円	327 円
*栄養改善加算(3ヶ月以内、月に2回を限度)	150	1,632 円	164 円	327 円	490 円
*栄養スクリーニング加算(6か月に1回を限度)	5	54 円	6 円	11 円	17 円
*口腔機能向上加算(3ヶ月以内、月に2回を限度)	150	1,632 円	164 円	327 円	490 円
送迎を行わない場合(片道)	△ 47	△ 511 円	△ 52 円	△ 103 円	△ 154 円
*サービス提供体制強化加算(I)イ	18	195 円	20 円	39 円	59 円
*サービス提供体制強化加算(I)ロ	12	130 円	13 円	26 円	39 円
*サービス提供体制強化加算(II)	6	65 円	7 円	13 円	20 円

★生活機能向上訓練加算については、1月に算定するものとする。

(2) 介護予防認知症型通所介護 基本料金及び加算料金等(2019年10月1日時点)

7時間以上8時間未満	単位	金額/日	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1 (1日)	769	8,366 円	837 円	1,674 円	2,510 円
要支援2 (1日)	859	9,345 円	935 円	1,869 円	2,804 円
*入浴介助加算 (1日)	50	544 円	55 円	109 円	164 円
若年性認知症利用者受入加算 (1日)	60	652 円	66 円	131 円	196 円
*個別機能訓練力※ (1日)	27	293 円	30 円	59 円	88 円
*生活機能向上連携加算 (1ヵ月)	200	2,176 円	218 円	436 円	653 円
*生活機能向上連携加算上記※を算定の場合(1ヵ月)	100	1,088 円	109 円	218 円	327 円
*栄養改善加算 (1ヵ月)	150	1,632 円	164 円	327 円	490 円
*栄養スクリーニング加算 (1ヵ月)	5	54 円	6 円	11 円	17 円
*口腔機能向上加算 (1ヵ月)	150	1,632 円	164 円	327 円	490 円
送迎を行わない場合(片道)	△ 47	△ 511 円	△ 52 円	△ 103 円	△ 154 円
*サービス提供体制強化加算(I)イ (1日)	18	195 円	20 円	39 円	59 円
*サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日)	12	130 円	13 円	26 円	39 円
*サービス提供体制強化加算(II) (1日)	6	65 円	7 円	13 円	20 円

*印については選択サービスとなり、介護福祉士、看護師、機能訓練指導員、歯科衛生士、管理栄養士配置や実績等により変動が生じる場合があります。

(3) その他の加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	左記(1)もしくは(2)で算定した単位数の総数×0.104
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	左記(1)もしくは(2)で算定した単位数の総数×0.076
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	左記(1)もしくは(2)で算定した単位数の総数×0.042
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)により算定した単位数の総数×0.9
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)により算定した単位数の総数×0.8
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	左記(1)もしくは(2)で算定した単位数の総数×0.031
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	左記(1)もしくは(2)で算定した単位数の総数×0.024

(4) 食事代 1食 800円(昼食代、おやつ代、お茶代含む)※非課税

(5) その他の利用料

作品材料費、外出行事、喫茶行事、生活用品等(リハビリパンツ、尿取りパット、髭剃り等)につきましては実費負担となります。

(6) キャンセル料

利用日当日に利用を中止した場合は、キャンセル料として食事代のみを支払うものとします。

ただし、前日までに連絡を下さった場合や、体調不良によるやむを得ない場合についてはこの限りではございません。